

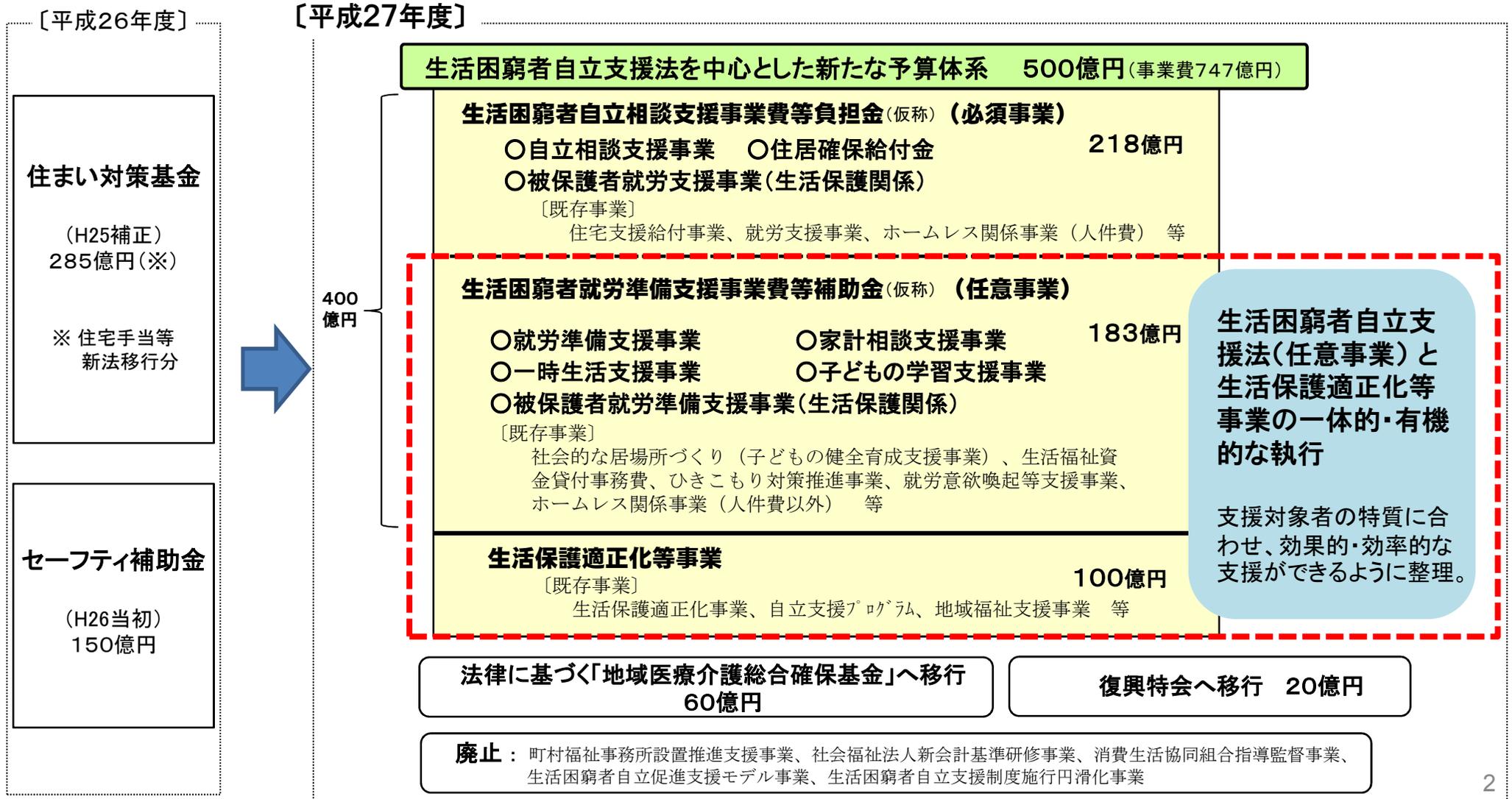
資料1

27.1.26 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

生活困窮者自立支援法関係の 予算等について

生活困窮者自立支援法を中心とした新たな予算体系

- 生活困窮者自立支援法・改正生活保護法の施行に伴い、**予算体系全体を再構築（総額 500億円）。**
 - 生活困窮者自立支援法の任意事業と予算補助事業を、**一体的・有機的に執行できるように整理。より効果的・効率的な事業実施を推進。**
- ※ 予算体系の見直しによる補助率の導入に係る地方負担分については、地方財政措置が行われる予定。



平成27年度 生活困窮者自立支援法等関係予算(案)

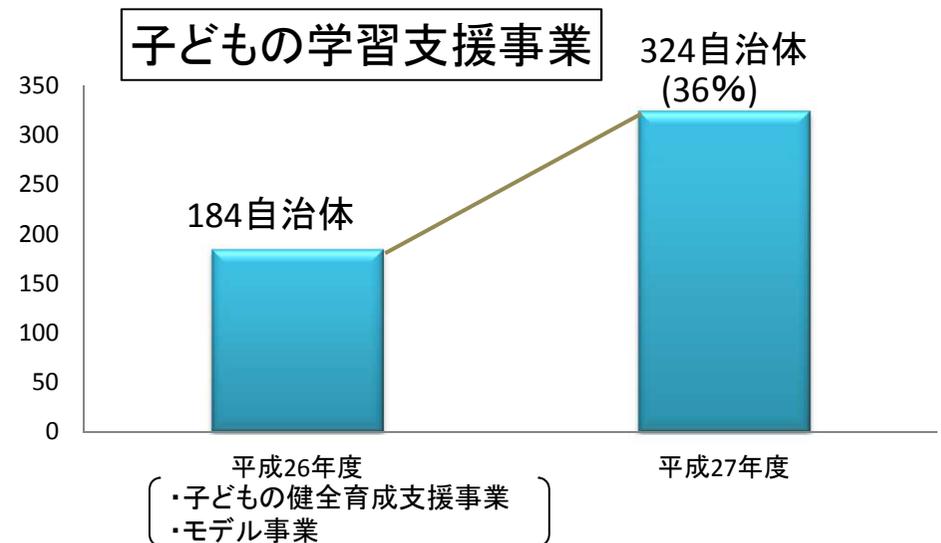
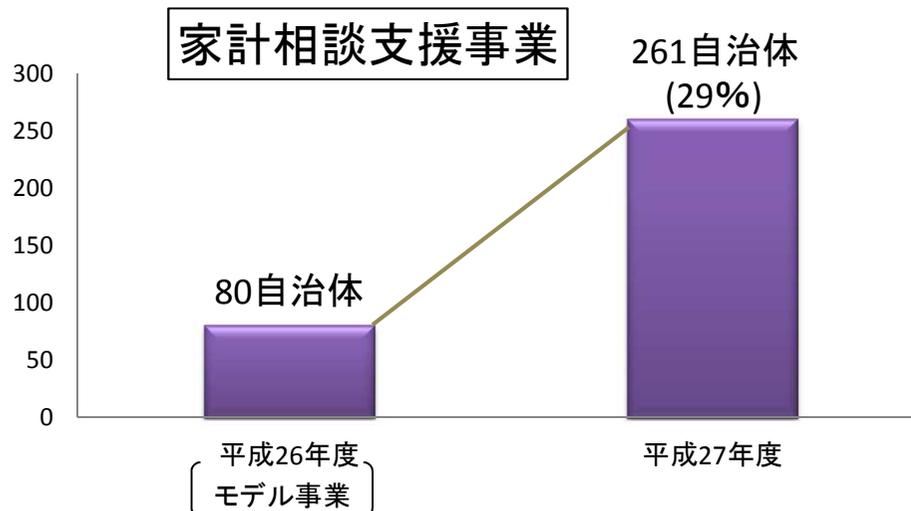
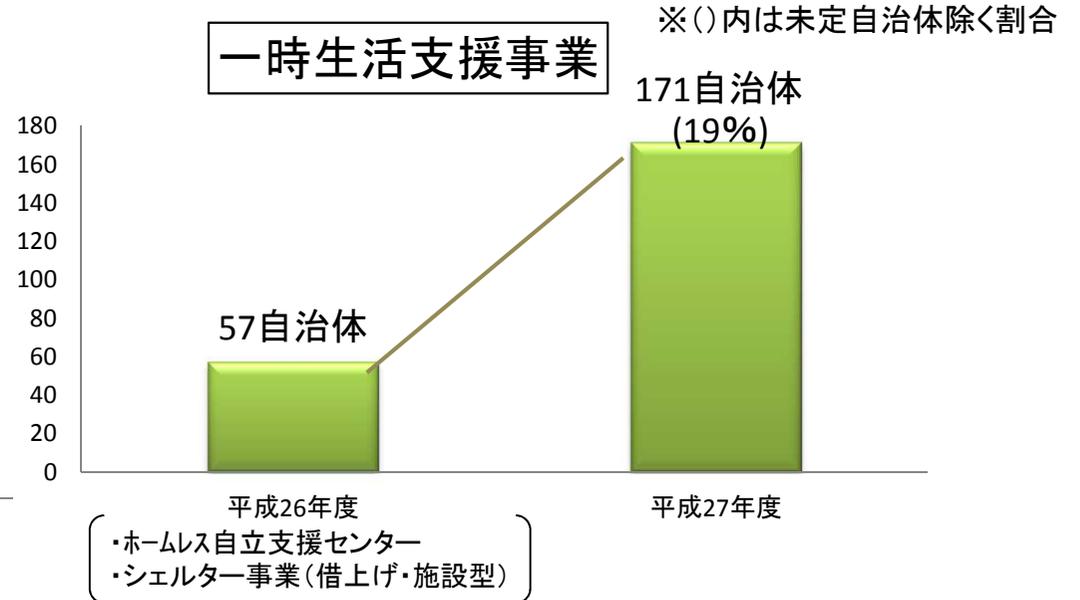
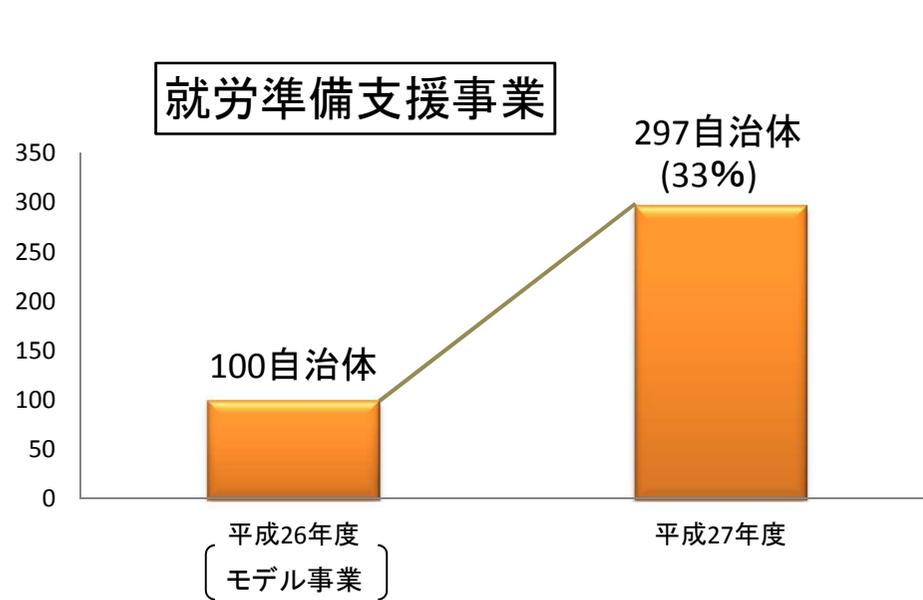
(単位:億円)

	事業名 (補助率)	関係予算計	生活困窮者自立支援法関係	改正生活保護法等関係	備考
必須事業 (負担金)	自立相談支援事業(3/4) 被保護者就労支援事業(3/4)	200 (267)	136 (182)	64 (86)	
	住居確保給付金(3/4)	17 (23)	17 (23)		
	小計	218 (290)	154 (205)	64 (86)	
任意事業 (補助金)	就労準備支援事業(2/3) 被保護者就労準備支援事業(2/3)	64 (96)	35 (53)	29 (43)	
	一時生活支援事業(2/3)	23 (34)	23 (34)		
	家計相談支援事業(1/2)	19 (39)	19 (39)		
	子どもの学習支援事業(1/2)	19 (38)	19 (38)		
	その他の生活困窮者の自立促進事業(1/2)	58 (115)	58 (115)		・生活福祉資金貸付事務費 ・ひきこもり対策推進事業 ・日常生活自立支援事業 ・その他(共助の基盤づくり事業含む)
小計	183 (322)	154 (279)	29 (43)		
合計		400 (612)	308 (484)	93 (129)	

※ 計数は四捨五入による。()書は総事業費。

任意事業の実施状況について

○ 厚生労働省において実施した事業実施意向調査(平成26年10月実施)から、平成27年度の任意事業の実施自治体数は、現在のモデル事業等の実施自治体数と比較して大幅に増加する見込み。



平成27年度 生活困窮者自立支援法関係予算（案） （執行の基本的な考え方）

※各事業ごとに基準額（事業費ベース）を設定する。

自立相談支援事業

- 事業実施対象区域の人口（都道府県の場合は所管町村部の人口。以下同じ）に応じ上限となる基準額（「基本基準額」）を設定。
※「事業実施対象区域の人口」は、各自治体における平成26年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数とする予定
- 地域の特別な事情を考慮し、以下のとおり加算を行う。
 - ・ 都道府県に係る広域対応のための加算（都道府県が設置する福祉事務所数に応じて1カ所あたり5百万円を加算）
 - ・ ホームレス事業を踏まえた加算
- なお、平成27年度については、経過措置として、以下の加算を行う。
 - ・ 「保護率」または「住宅支援給付の実績」を考慮した加算
 - ・ 平成26年度モデル事業の実施自治体に対する加算

就労準備支援事業

家計相談支援事業

子どもの学習支援事業

- 自立相談支援事業と同様の人口区分に応じた基本基準額を設定。
- 都道府県に係る広域対応のための加算を行う。（都道府県が設置する福祉事務所数に応じて1カ所あたり2百万円を加算）

※ 子どもの学習支援事業については、平成26年度に事業^{（注）}を実施している自治体であって、平成27年度の事業実施額が当該自治体の基準額（都道府県の場合は、都道府県広域加算後の基準額）を上回る場合は、平成26年度の事業実績額に0.9を乗じて得た額以内の額とする（平成27年度における措置）。

（注） 社会的な居場所づくり支援事業（子どもの健全育成支援事業）及び生活困窮者自立促進支援モデル事業

平成27年度 生活困窮者自立支援法関係予算（案） （執行の基本的な考え方）

一時生活支援事業

- 施設の定員等に応じた基準額を設定。
- 基準額を上回る場合には、平成27年度の経過措置として、実績等を勘案した加算を行い、1. 2を乗じて得た額以内を基準額とする。

その他事業

- ① 地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業（中間的就労の立上げ支援、都道府県における人材養成研修等）
以下の事業費を目安とし、これに依り難い場合は、個別協議とする。
[市町村] 事業費 6百万円（国庫補助:3百万円）
※ 町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。
[都道府県] 事業費 1千万円（国庫補助:5百万円）
※ 管内市町村等を対象とする就労等の協議会の設置や人材養成研修の実施等を想定。
- ② 生活福祉資金貸付事務費
- ③ ひきこもり対策推進事業
- ④ 日常生活自立支援事業
- ⑤ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

（参考）住居確保給付金について

- 住居確保給付金については、予め基準額を設定するものではなく、支給した給付金の額（生活困窮者が賃借する住宅の家賃の額（住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額））が国庫負担の基礎となる。
- 支給額の上限額については、支給決定（当初、延長等）の時点の住宅扶助基準に基づく額を適用するものとする。（延長等の際を除き、既に決定した支給額の変更は行わない）

各事業の基本基準額(案) (事業費ベース)

(単位:千円)

人口規模	基本基準額(案)				4事業合計	(参考) 平成26年度生活困窮者 自立促進支援モデル 事業補助基準額
	自立相談	就労準備	家計相談	学習支援		
2万人未満	5,000	5,000	3,000	3,000	16,000	20,000 (5万人未満)
2万人以上～3万人未満	7,000	6,000	4,000	4,000	21,000	
3万人以上～4万人未満	9,000	7,000	5,000	5,000	26,000	
4万人以上～5.5万人未満	10,600	8,000	7,000	6,000	31,600	40,000 (5万人以上)
5.5万人以上～7万人未満	12,500	9,000	8,000	8,000	37,500	
7万人以上～10万人未満	14,500	11,000	10,000	9,500	45,000	
10万人以上～15万人未満	18,500	14,000	12,000	11,000	55,500	60,000 (30万人未満)
15万人以上～20万人未満	22,500	17,000	15,000	14,000	68,500	
20万人以上～30万人未満	30,000	20,000	18,000	16,000	84,000	
30万人以上～40万人未満	38,000	25,000	20,000	18,000	101,000	80,000 (30万人以上)
40万人以上～50万人未満	48,000	30,000	23,000	20,000	121,000	
50万人以上～75万人未満	65,000	35,000	28,000	30,000	158,000	
75万人以上～100万人未満	90,000	40,000	30,000	38,000	198,000	80,000 (50万人未満)
100万人以上～200万人未満	140,000	50,000	40,000	50,000	280,000	
200万人以上	190,000	60,000	50,000	65,000	365,000	

※ 基本基準額のほか、一定の要件に応じて加算を行う。

自立相談支援事業の基準額(案)について

1. 人口規模に応じた基準額の設定

- 事業実施対象地域の人口に応じた基本基準額を設定。
- その際、人口規模の差異による大幅な金額の変更を避ける観点から、15の区分に細分化。(※モデル事業時は4区分)

2. 都道府県等への加算

上記1に加え、①都道府県広域加算、②ホームレス対策の実施状況に応じた加算を行う。

①都道府県広域加算

都道府県については、相対的に人口密度が薄く広域の地域を管轄することから経費がかかることに着目し、加算を設ける。具体的には、都道府県が設置する福祉事務所数に応じ、1カ所当たり5百万円を加算する。

②ホームレス対策の実施状況に応じた加算

既存のホームレス対策の巡回相談や自立支援センター等の相談員人件費については、自立相談支援事業において実施されることとなる。これらは、基本基準額の範囲内で対応することも考えられるが、かかり増し経費の大きさに鑑み、当該事業の実施に着目した加算を設けることとする。

3. その他の加算（経過措置分）

上記1及び2に加え、平成27年度については、経過的な措置として、以下①または②の加算を行う。
(①②のいずれにも該当する場合は、高い方の基準額を採用する。)

①「保護率が高い自治体」又は「住宅支援給付の実績が高い自治体」に対する加算

(ア)または(イ)のいずれかの要件に該当する自治体については、基本基準額(都道府県の場合は都道府県広域加算後の基準額)に1.2
(ア)に該当する自治体のうち保護率が3%以上の自治体については1.5)を乗じて得た額を基準額とする。

(ア)保護率が2%以上の自治体

(イ)住宅支援給付の新規支給決定件数が人口10万人当たりで年間8件以上の実績がある自治体

※「保護率」は、平成26年12月分の「被保護者調査」に基づき報告した被保護人員を、平成26年12月時点における各自治体で把握している人口で除し100を乗じた数とする予定
※「住宅支援給付の実績」は、平成26年1月から12月までの1年間の実績とする予定

②「平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施自治体」に対する加算

平成26年度におけるモデル事業の承認額のうち、自立相談支援モデル事業として支出した額に比べて、当該自治体の基準額が下回る場合は、当該基準額(都道府県の場合は、都道府県広域加算後の基準額)に1.5を乗じて得た額を基準額とする。

(自立相談支援モデル事業として支出した額を超える場合は、当該支出した額を上限とする。)

ホームレス対策の生活困窮者自立支援法における基準額(案)について

事業名	一時生活支援事業	自立相談支援事業 (加算分)	国庫補助基準(案)	備考	
	事業費	人件費		事業費	人件費
施設型 (自立支援センター、施設型シェルター)	施設の維持管理費 入所者生活費	相談員	施設の定員区分にて設定	(別表1)	(別表2)
借上シェルター型	ホテル等の借上げ料	—	1人1日 6,000円 (食費込み)	—	—
巡回相談事業	—	相談員	ホームレス数に依り設定	—	(別表3)

※ ホームレス自立支援センターや巡回相談等のほか、現在、ホームレス等貧困・困窮者等の「絆」再生事業の中で、NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業として、相談支援や緊急一時的な宿泊場所の提供等を実施しているものは、その事業内容に応じて、借上げシェルター型や巡回相談の加算(別表3)を活用することも可能。

(別表1)

一時生活支援事業

[単位;千円]

定員区分	基準額(案)
～9人	9,500
10人～29人	15,500
30人～49人	38,500
50人～69人	55,500
70人～99人	82,000
100人～199人	122,000
200人～299人	188,000
300人～	厚生労働大臣が認めた額

※土地・建物の借上げ料 1か所当たり60,000千円
(別途加算する)。

(別表2)

自立相談支援事業への加算分
(現・自立支援センター、シェルター分)

[単位;千円]

定員区分	基準額(案)
～9人	7,300
10人～29人	10,000
30人～49人	18,500
50人～69人	31,000
70人～99人	39,000
100人～199人	53,000
200人～299人	71,000
300人～	厚生労働大臣が認めた額

(別表3)

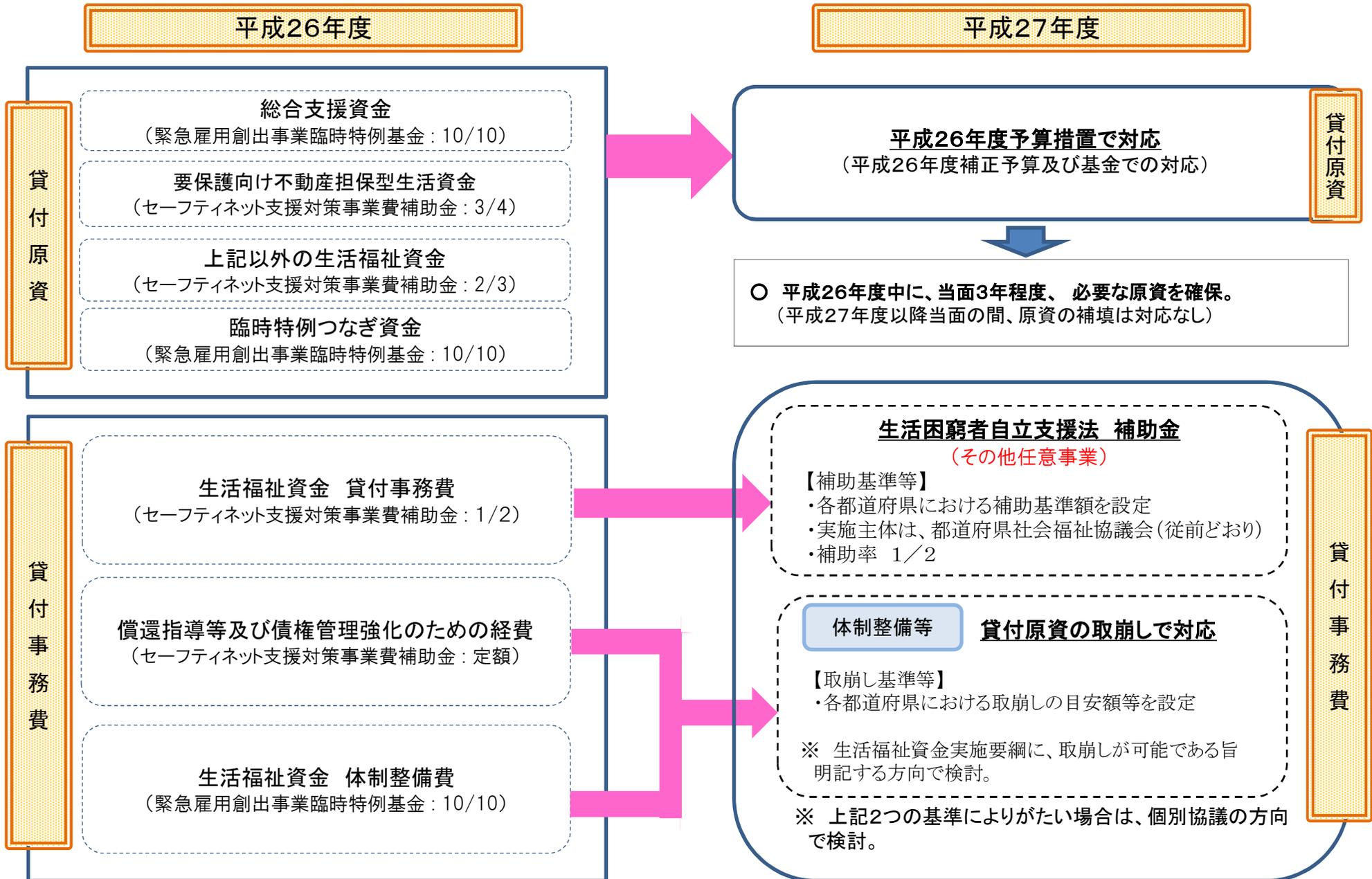
自立相談支援事業への加算分
(現・巡回相談分)

[単位;千円]

ホームレス数	基準額(案)
10人～29人	2,400
30人～49人	5,800
50人～69人	10,000
70人～99人	22,000
100人～199人	28,500
200人～299人	34,500
300人～399人	39,000
400人～499人	44,000
500人～999人	55,000
1,000人～1,999人	106,000
2,000人～	厚生労働大臣が認めた額

※ 上記の基準額を上回る場合には、平成27年度の経過措置として1.2を乗じて得た額以内を基準額とする。

平成27年度における生活福祉資金関係予算について



生活福祉資金貸付事業の平成27年度における補助基準額（案）

1. 基本的な考え方

- 事務費の算出については、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を設定し、各都道府県における適正な事務費の配分とする。
なお、基準額の設定により、事業運営に支障が生じないよう経過措置を設ける。

2. 補助基準額(案)

	補助基準額(案)
都道府県ごとに以下の合計額を補助基準額とする。	
基本事業費	1千万円
貸付件数 1件当たり事業費	2万6千円
償還件数 1件当たり事業費	2万6千円

※ 本事業の補助率は1/2であるため、上記補助基準額の1/2が国庫補助額となる。

※ 貸付件数、償還件数の実績は、「生活福祉資金貸付事業の実施状況等調」報告に基づく平成25年度実績、または平成26年度見込みにより算定。

3. 経過措置

- 経過措置として、以下の①または②のいずれか高い方の額が国庫補助額となるよう、補助基準額を認める。
 - ① 上記2で算出した基準の国庫補助額と平成26年度のSN補助金(1/2分)の交付額を比較し、1割以上の減額となる場合は、平成26年度の交付額の9割
 - ② 上記2で算出した基準の国庫補助額と平成26年度のSN補助金(1/2分+償還指導(定額分))の交付額を比較し、3割以上の減額となる場合は、平成26年度交付額の7割5分
- この基準に依り難い場合には、執行残額等の状況を踏まえ、個別協議による対応を検討

※ 上記の基準は、平成27年度における基準であり、平成28年度以降は、事業の運営状況の分析を行った上で再度検討を行う予定。

市区町村社協の体制整備等に係る平成27年度における対応（案）

1. 基本的な考え方

- 市区町村社協の体制整備に係る事務費については、基金廃止の経過措置として平成26年度補正予算や基金などにより措置した貸付原資の一定程度を取り崩して対応する。これまでセーフティネット補助金で対応していた償還指導等に要する経費（定額分）も同様に対応することを可能とする。
- 原資の取崩しに当たっては、以下の基準を設定する。なお、基準の設定により、事業運営に支障が生じないように、経過措置を設ける。

2. 取崩し基準（案）

- 貸付原資の取崩の上限額は償還金収入実績の3割までとし、各都道府県における平成26年度の基金事業の執行実績の1/2（※）と償還指導等に要する経費（定額分）の平成26年度の実績をあわせた額を目安とする。

※ 市区町村社協の体制整備については、リーマンショック以降の緊急対策として実施してきたところであるが、生活困窮者自立支援制度の施行にあわせ、効率的な体制を図ることとし、1/2としている。ただし、各都道府県により執行の実情にバラツキがあることから、あくまで目安とする。

※ 取崩額については、国に報告することとする。

※ 償還金収入の実績は、平成25年度実績、または平成26年度見込みにより算定。

3. 経過措置

- 上記2の基準（取崩し上限3割）に依り難い場合には、個別協議による対応を検討。

※ 上記の基準は、平成27年度における基準であり、平成28年度以降は、事業の運営状況の分析を行った上で再度検討を行う予定。

平成27年度における地域福祉関係予算について

平成26年度

安心生活創造推進事業
(セーフティネット支援対策事業費補助金)

地域福祉推進等特別支援事業
(セーフティネット支援対策事業費補助金)

生涯現役活躍支援事業
(セーフティネット支援対策事業費補助金)

日常生活自立支援事業
(セーフティネット支援対策事業費補助金)

地域コミュニティ復興支援事業
(緊急雇用創出事業臨時特例基金)

平成27年度

生活困窮者自立支援法

(その他任意事業)

※ 新法法定事業では対応できないニーズへの対応

地域における生活困窮者支援等のための 共助の基盤づくり事業

【補助基準等】

- ・人口規模等による補助基準額の設定を検討
- ・実施主体は都道府県又は市町村
- ・補助率 1/2

※ 生涯現役活躍支援事業による都道府県ボランティアセンターの事業費相当についてはセーフティネット支援対策事業費補助金として存続

日常生活自立支援事業

【補助基準等】

- ・利用者1人当たりの補助基準額の設定を検討(併せて、一定の激変緩和措置を検討)
- ・実施主体は都道府県社協又は指定都市社協
- ・補助率 1/2

地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

(被災者健康・生活支援総合交付金のメニューとして
復興庁に一括計上)

再編

地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

- 経済状況や心身の状況如何に関わらず、誰もが安心して地域で生活を営み続けることができるよう、
 - ・ 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るなど、できるだけ公費に頼らない共助による取組の活性化を図るとともに、
 - ・ こうした共助の基盤を基礎とし、生活困窮者自立支援制度など、既存制度のサービスメニューでは対応が困難な福祉ニーズに対応するための地域サービスの創出、人材の養成
- などに取り組むことを通じて、自助や公助に加え、既存制度を下支えする共助の基盤を整備し、生活困窮者など、要支援者を可能な限り身近な地域で支える体制の構築を目的とする。

【我が国が直面する課題】

- 少子高齢化の進行
- 人口減少
- 単身世帯・生活困窮世帯の増加
- 地域のつながりの希薄化

【地域における課題】

- 増大する高齢者等の福祉ニーズへの対応
- 軽度者に対する日常生活支援や社会的孤立など多様化する福祉ニーズへの対応
- 地域における担い手の育成・確保

- 既存の社会保障・社会福祉制度を着実に実施するとともに、**公費に頼らない共助の取組の活性化が必要。**

【市区町村等】



【地域住民の福祉ニーズ把握】



地域住民のニーズを踏まえ、その対応方針を地域福祉計画等に反映

※ 特に策定率が低い町村部(H25.3月現在 46.7%)の計画策定を後押し

【地域インフォーマル活動の活性化】

- 企業等による社会貢献活動への働きかけ
- インフォーマル人材の地域サービス等への参画の働きかけ
- インフォーマル活動を行う活動拠点の確保、初期設備の導入
- 寄付金の確保推進等を通じた自主財源の確保 等

【新たな地域サービスの創出】

- 買物弱者に対する買物支援やちょっとした困り事への対応など地域サービスの創出に向けた検討
- 電気・ガス事業者などの民間事業者と連携した見守り体制の構築
- 地域サービスの担い手に対する研修の実施 等

- これらの取組を通じて、地域における社会資源や人材の育成・確保が図られ、地域活性化にも資する。

「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の補助基準額（案）

1. 基本的な考え方

- 生活困窮者自立支援制度が機能するためには、法に基づく専門サービスを着実に推進することに加え、生活困窮者の早期把握、見守りなどを含め、支援が必要な者を地域の中で支え合う、インフォーマルな体制づくりを進めていくことが重要。
- こうした取組は、生活困窮者を始め、支援が必要な者の数に応じて業務量の増加が見込まれることから、人口規模に応じた補助基準額を設定する。
- なお、平成27年度においては、今年度（平成26年度）に安心生活創造推進事業を実施していた小規模自治体が引き続き本事業を行う場合には、激変緩和の観点から、補助基準額を10,000千円とすることができることとする。
- 上記により進めつつ、今後の協議状況を踏まえ、さらに必要な対応を検討したい。

2. 補助基準額（案）

人口規模	補助基準額（案）
人口50万人以上	1自治体当たり12,000千円
人口30万人以上50万人未満	1自治体当たり10,000千円
人口10万人以上30万人未満	1自治体当たり8,000千円
人口5万人以上10万人未満	1自治体当たり6,000千円
人口5万人未満	1自治体当たり4,000千円

※ 今年度において安心生活創造推進事業を実施している市町村であって、人口5万人未満の自治体の補助基準額については、上記にかかわらず、10,000千円とすることができる。

※ 本事業の補助率は1/2であるため、上記補助基準額の1/2が国庫補助額となる。

日常生活自立支援事業の補助基準額（案）

1. 基本的な考え方

- 本事業については、各都道府県等における利用者数の状況に大きなバラツキがあるとともに、現状の補助実績が利用契約者数に対して必ずしも比例しておらず、限られた財源を公平に分配する観点から課題がある。
- このため、各都道府県等において、利用契約者数に応じてそれぞれ必要な事業費が確保されるよう、利用者1人当たりの補助基準額を設定する。
- ただし、平成27年度においては、補助基準額導入に伴う激変緩和の観点から、平成26年度交付決定時の国庫補助基本額の70%を基本事業費とした上で、これに利用契約者1人当たりの補助基準額等を上乘せした額を補助基準額とする。
- 上記により進めつつ、今後の協議状況を踏まえ、さらに必要な対応を検討したい。

2. 補助基準額(案)

	補助基準額(案)
○ 都道府県及び指定都市ごとに以下の合計額を補助基準額とする。	
基本事業費	平成26年度交付決定時の国庫補助基本額の70%
利用契約者1人・1月当たり事業費(専門員の人件費等の一部相当)	2,500円
生活保護受給者サービス利用料1人・1月当たり事業費 (生活支援員の人件費等の一部相当)	1,200円

※ 本事業の補助率は1/2であるため、上記補助基準額の1/2が国庫補助額となる。

※ 補助基準額は、補助金交付段階におけるメルクマールであり、各都道府県等の事業実施段階において、上記の単価に拘束されるものではない。

※ 利用者1人・1月当たり事業費は、当該年度における実績ではなく、前年度実績を踏まえた推計数による概算払いとすることを想定。実績報告段階において推計数に変動が生じた場合であっても、実際の支出経費が基準額を下回っていない限り、補助金の返還は要しない。

※ 平成28年度以降は、予算の執行状況を踏まえつつ、激変緩和措置を縮小又は廃止し、利用者1人当たりの補助基準額への完全移行を検討。

地方創生の取組について

- 地方創生の取組は、生活困窮者支援も含め、地域福祉の充実に資するものであると考えられるため、経済対策に盛り込まれた「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の積極的な活用について検討することが重要（同交付金の対象事業については、その目的にかなうものであれば、地方自治体において、自由に事業設計が可能。）。

1 地域消費喚起・生活支援型（2,500億円）

- 地方公共団体（都道府県及び市町村）が実施する、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援。（メニュー例：①プレミアム付商品券、②ふるさと名物商品券・旅行券、③低所得者等向け灯油等購入助成、④低所得者等向け商品・サービス購入券、⑤多子世帯支援策）

2 地方創生先行型（1,700億円）

- 地方公共団体（都道府県及び市町村）による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策の実施に対し、国が支援。（メニュー例：①地方版総合戦略の策定、②UIターン助成、③地域しごと支援事業、④創業支援・販路開拓、⑤観光振興・対内直接投資、⑥小さな拠点、⑦少子化対策）

【地域しごと支援事業】

ア 地域しごと支援センターの整備

イ 地域人材の育成・定着のための取組

（ア）大都市圏からの人材呼び戻しのための事業→「自治体連携による生活困窮者等の就労・社会参加の促進

（イ）地域人材育成のための事業

（ウ）地域のしごとの魅力向上のための事業

【小さな拠点】

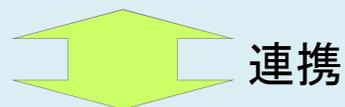
- ・縦割りを排除し、地域交流、地域支え合いの拠点として、多世代交流・多機能型福祉拠点を整備し、既存制度を活用しながら、居場所、相談、見守り、通所サービス等を柔軟かつ一体的に提供する。

自治体連携による生活困窮者等の就労・社会参加の促進

- 大都市圏の生活困窮者等が、地方において、就労・社会参加するための支援を実施する。
- 具体的には、生活困窮者自立支援制度や被保護者就労支援事業等による包括的な支援を行いつつ、
 - ・自治体間でそれぞれの役割分担や具体的な連携方策について調整した上で、
 - ・それに基づき、例えば、①利用者に対する説明会・相談会の開催、②利用者の選定・送り出し、③利用者の生活環境の整備、④受け入れ先（中間的就労を含む。）の開拓・環境整備など、利用者が地方において就労・社会参加するための必要な支援を実施。

【実施例(イメージ)】

生活困窮者自立支援制度・被保護者就労支援事業



自治体(送り出す側)

- ①利用者に対する説明会・相談会の開催
- ②利用者の選定・送り出し

調整



自治体(受け入れる側)

- ③利用者の生活環境の整備
- ④受け入れ先(中間的就労を含む。)の開拓・環境整備

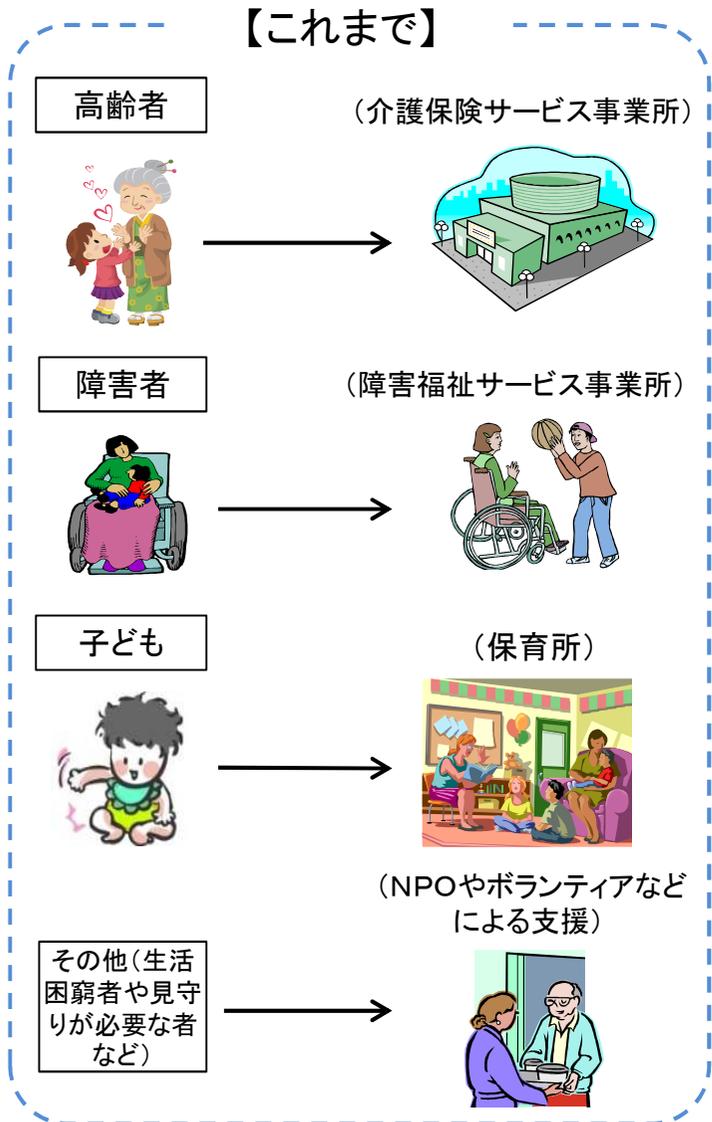
※ 自治体のUIターン窓口等も活用

事例(豊中市と土佐町との連携)

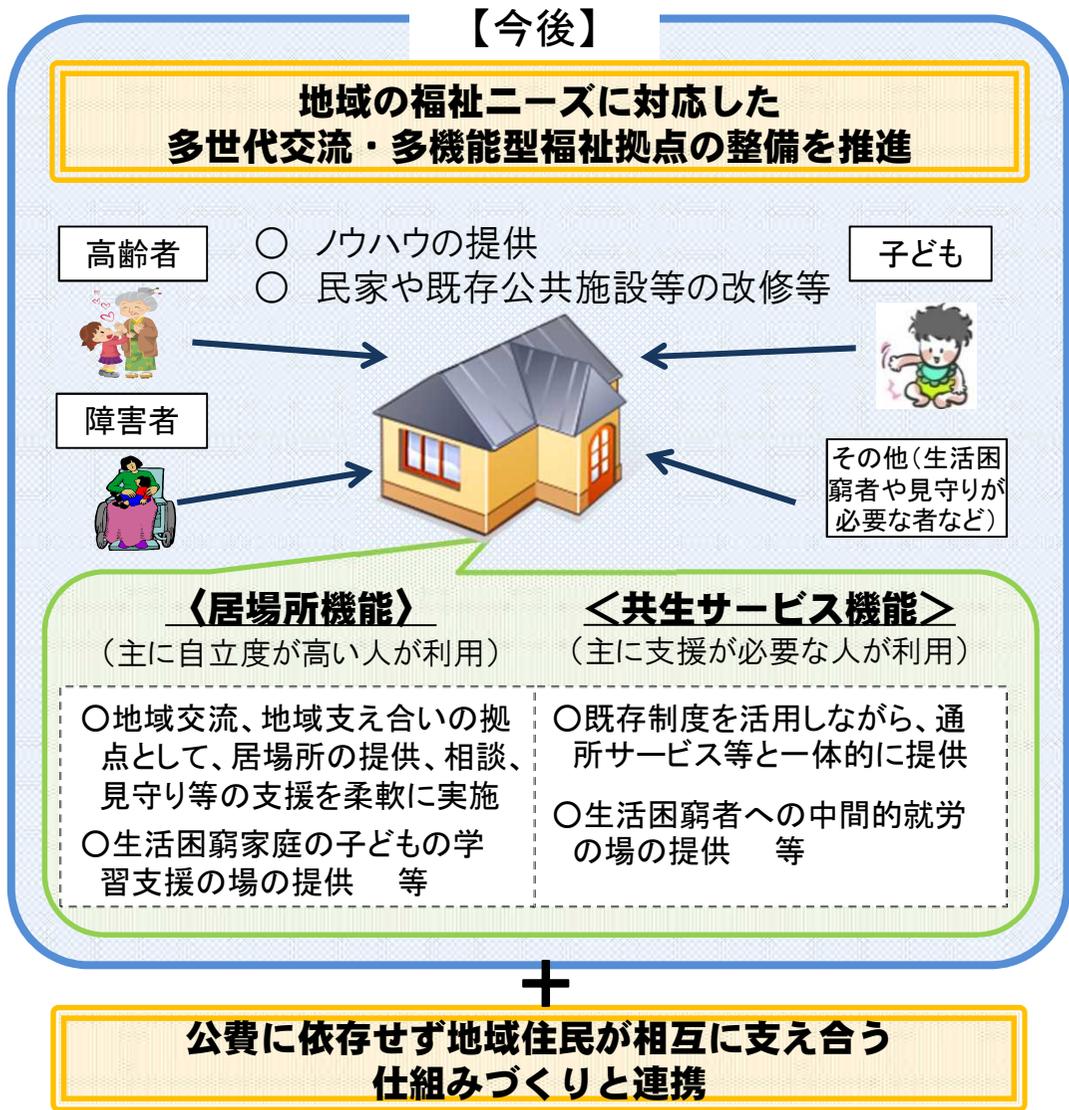
- 未就職者や転職希望者の就農を支援してきた豊中市が企画。高知県土佐町と本山町の農業生産法人が、都市部に住む若者らを受け入れ、就農体験を実施(平成25年11月～)。
 - ※ 土佐町の企業が経営する県産品ショップが豊中市に出店していることが連携のきっかけになった。
- 利用者は、受け入れ先で3週間の就業体験をした後、両者の希望が一致すれば、引き続き、社員や研修生として雇用される。
 - ※ 地方農業に30代の若者が従事することはあまりないことから、現地でも好評。
- まずはインターンシップとして就農し、その後、雇用・定住を検討する仕組み。
- これまで、いずれも大阪府在住の延べ41名の方(20～50代)が参加し、野菜の収穫や育苗などを体験。うち、5名は、受け入れ先の法人に就職が決定した(平成26年9月時点)。
 - ※ 利用者は、就農体験をするだけでなく、地域の住民とも交流。

多世代交流・多機能型福祉拠点について

【まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）】（抜粋）
 縦割りを排除し、地域交流、地域支え合いの拠点として、多世代交流・多機能型福祉拠点を整備し、既存制度も活用しながら、居場所、相談、見守り、通所サービス等を柔軟かつ一体的に提供する。



制度の縦割りを排除し、柔軟なサービス提供を可能に



実施主体となる市町村を国が包括的に支援

生活困窮者自立支援統計システムの開発

(目) 公的扶助資料調査費

【H26年度】

27,720千円

→

【H27年度予算案】

35,000千円

国庫債務負担行為(2年間)

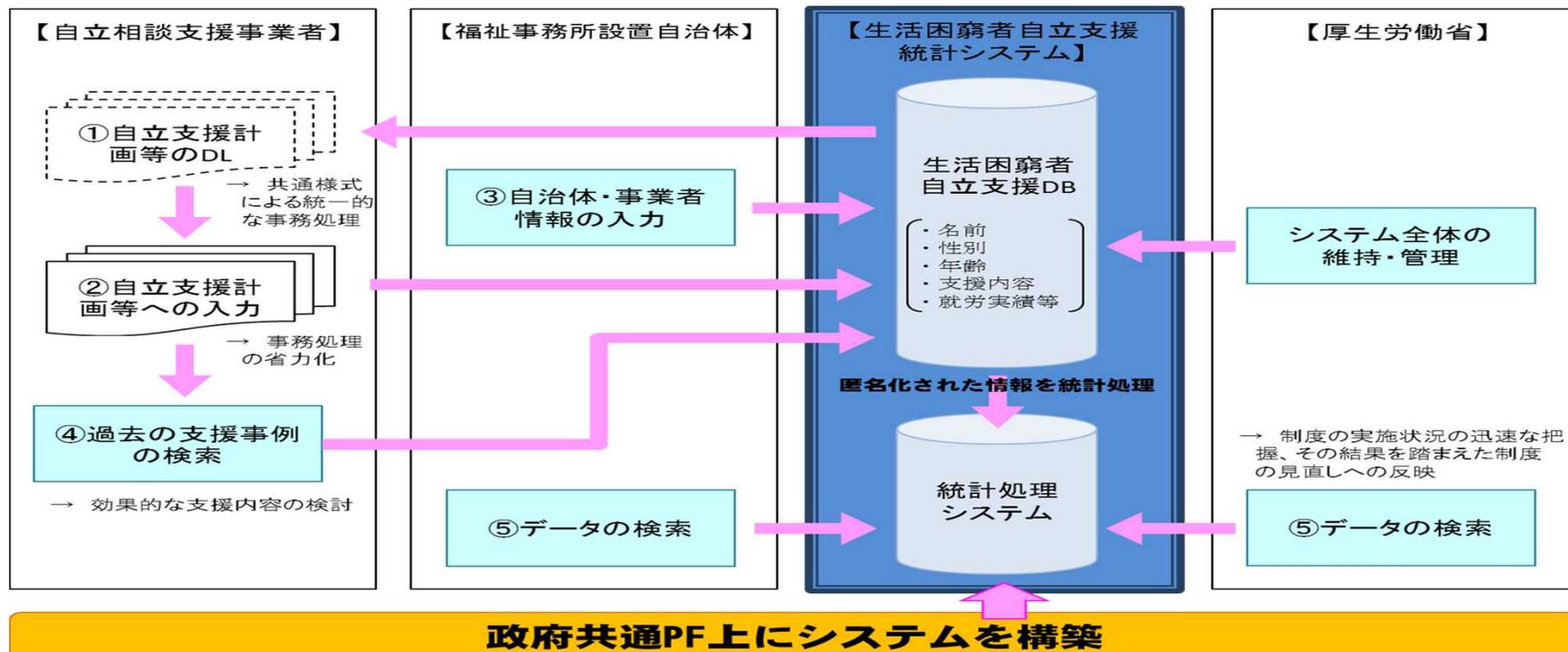
(2年間計 70,000千円)

【要旨】

- 新制度を円滑に運営するためには、生活困窮者の状況や支援の実施状況、支援効果等を把握し、これらの客観的なエビデンスを踏まえ、最大限効果的な運用を行っていくことが必要である。
- このため、制度の実施状況に関して基礎的なデータを把握するための「生活困窮者自立支援統計システム」を構築することとしている。
- 平成26年度においては、「生活困窮者自立支援統計システム」の構築に向けた調査・基本設計を行い、平成27年度及び28年度においては、詳細設計・開発を行うとともに、政府共通プラットフォーム上でシステムを稼働させる。

※ 平成27年度及び28年度は国庫債務負担行為。

<生活困窮者自立支援統計システムのイメージ>



生活困窮者自立支援統計システムの構築スケジュール（予定）

本システムの開発にあたっては、以下の2件に分けて調達を行うこととしている。

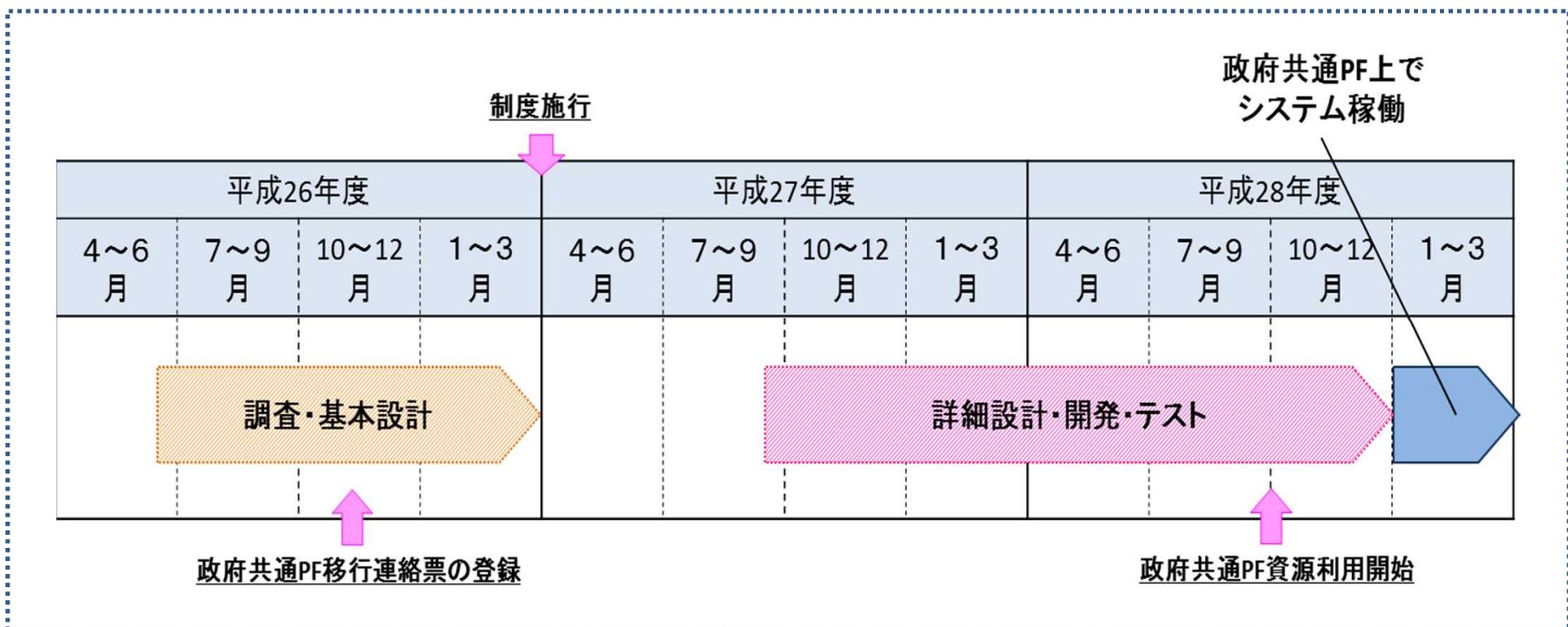
○平成26年度

生活困窮者自立支援統計システムの構築に向けた調査・基本設計

○平成27年度～28年度（国庫債務負担行為）

生活困窮者自立支援統計システムの詳細設計から移行・導入まで

<構築スケジュール(予定)>



生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業

【H26年度】

【H27年度予算案】

(項) 地域福祉推進費 (目) 公的扶助資料調査委託費 38,945千円 → 57,520千円(+18,575千円)

【要旨】

- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を実施するために配置される支援員は、生活困窮者の有する多様で複合的な課題を的確に評価・分析し、必要に応じて関係機関とも連携しながら包括的な支援を行うことが求められる。
- また、同法に基づく就労準備支援事業及び家計相談支援事業を実施するために配置される支援員は、就労準備及び家計に関する問題につき、利用者の状態に応じて適切な支援を提供することが求められる。
- こうした高い支援技術を有する支援員を全国的に確保するため、とりわけ法施行後一定期間においては、国において一貫性のある養成を図ることが必要であり、各支援員の配置にあたっては養成研修の受講を要件とする予定。
- よって、全国において一定水準以上の支援技術を兼ね備えた支援員を計画的に養成するため、国で実施する研修事業の実施経費。

【内訳】

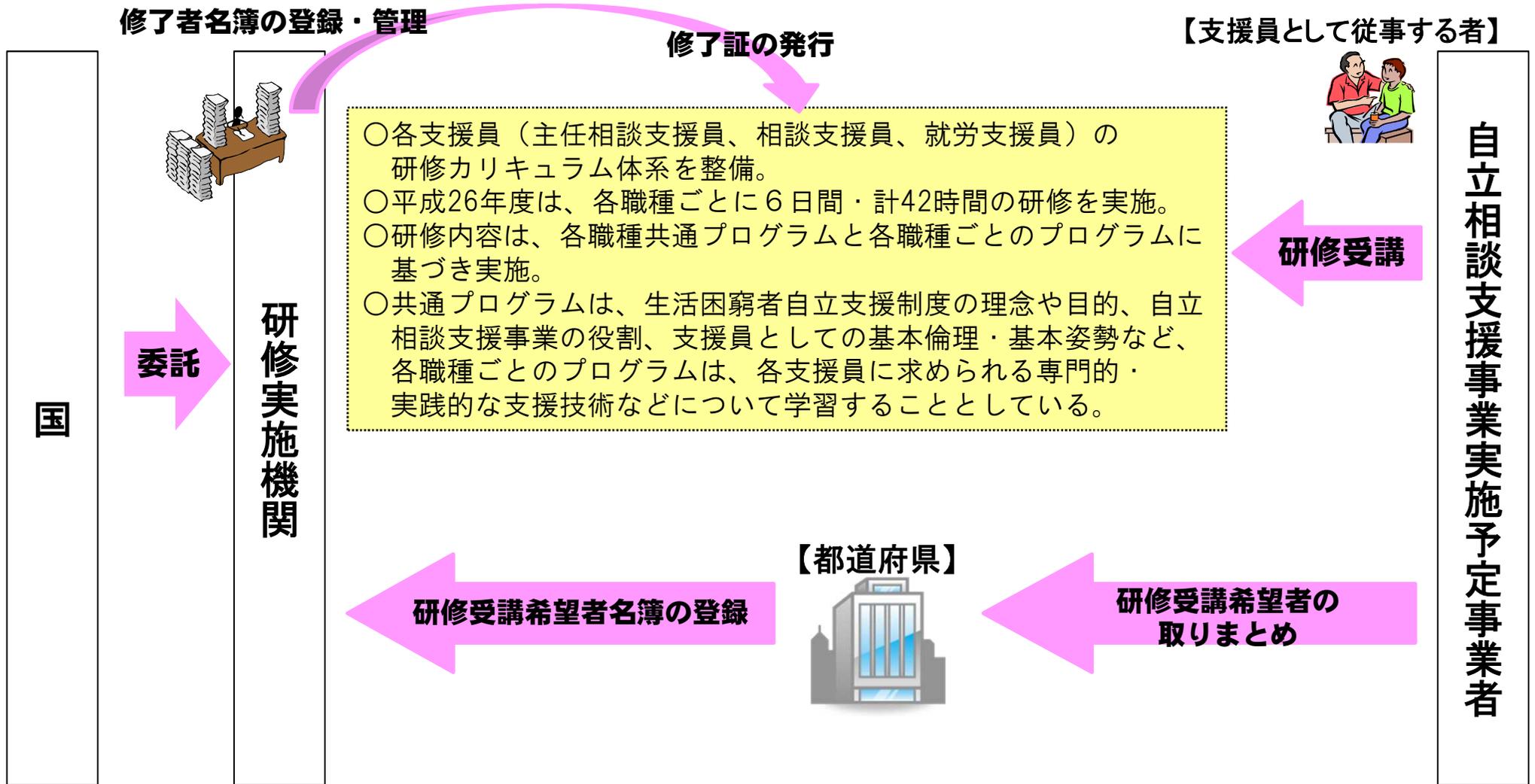
生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業

【H26年度】

【H27年度予算案】

1. 自立相談支援事業従事者養成研修事業	38,945千円	→	36,109千円 (▲2,836千円)
2. 就労準備支援事業従事者養成研修事業	0千円	→	9,520千円 (+ 9,520千円)
3. 家計相談支援事業従事者養成研修事業	0千円	→	11,891千円 (+11,891千円)

平成26年度自立相談支援事業従事者養成研修の業務フロー一例



※なお、就労準備支援事業及び家計相談支援事業従事者養成研修事業も同様のスキームで実施する予定。

施行スケジュール(イメージ)

事項	平成27年 1月	2月	3月	4月	
法令・ 予算等	<p>政省令・ 告示の公布</p>	<p>関係通知、手 引き、事務処 理マニュアル の発出</p>	<p>交付要領 等発出</p>	制度 施行	
会議・ 説明会	<p>26 全国担当者会議 →予算、政省令等を説明</p>	<p>23 全国部局長会議</p>	<p>9 全国主管課長会議</p>		
自治体	<p>施行に向け、庁内の関係部局や外部の関係機関との緊密な連携体制を構築</p> <p>住民に対する周知広報</p> <p>議会上程(予算案)</p> <p>委託先の選定・契約</p>				

厚生労働省の広報について（予定） （生活困窮者自立支援制度関係）

生活困窮者を早期に把握し支援につなげるため、広報について、各自治体において、十分な取組をお願いしたい。

なお、厚生労働省における広報については、以下のとおり展開する予定である。

- 生活困窮者自立支援制度のリーフレット、パンフレット、ポスターの作成。
 - ・ 各自治体の取組に即して適宜加工できるように、電子媒体を速やかに提供する予定である。
 - ※ リーフレット等の印刷経費などは、今年度の施行円滑化経費や来年度の自立支援事業の事業費からの支出は可能である。
 - ・ 加えて、地域福祉課からは、全国団体等にポスター等を配布予定。
- 政府広報により、2月中旬に新聞突出しの掲載予定。

（調整中の掲載文（案））

「4月から生活困窮者の支援制度が始まります」

働きたくても働けない、生活に困っている、住むところがないなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口が4月から全国に設置されます。詳しくは、お住まいの都道府県・市にお問い合わせください。

新法関連経費の予算執行スケジュールについて（案）

現時点における新法関連経費の予算執行スケジュールは以下のとおり。

○ 1月26日 新法関連事業の所要見込額調査の実施（※）

※ 所要見込額調査の対象事業は、自立相談支援事業、被保護者就労支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業、その他事業（生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、ひきこもり対策推進事業、地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業、その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業）を予定している。

○ 1月30日 新法関連事業の実施要領（案）を送付

○ 2月13日 所要見込額調査の提出締切

○ 2月下旬 所要見込額調査結果のとりまとめ、協議方針の作成、事前協議の実施

○ 3月下旬 事前協議の結果とりまとめ、内示（※）

※ 内示は平成27年度予算成立後速やかに行う予定。

生活困窮者自立支援法施行等に伴う予算項目等の再編について

予算項目等再編の趣旨等

- 平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法(以下「新法」)及び改正生活保護法の施行に当たっては、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長制度の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立支援について、一体的・有機的な実施が必要である。
- また、現行のセーフティネット支援対策等事業費補助金についても、新法及び改正生活保護法の施行を踏まえ、事業の整理、補助率の見直しを行ったことに加え、事業実施の更なる実施のために、新法等関連事業との一体的・有機的な執行を図る必要がある。
- このため、予算項目等について、再編を行うことを検討しているところ。(詳細は、決まり次第別途お示しする予定)
- この項目等の再編や交付要綱の一体化等を行うことにより、生活保護受給者、生活困窮者等の支援をより効果的・効率的に行うことを可能とし、予算執行の面においても新法等に係る経費の一体的・有機的な執行が可能となるものと考えている。
- 各都道府県におかれては本経費を有効に活用することにより、生活困窮者等の自立・就労支援等に資する事業の推進を図られたい。

予算項目等の再編(案)

下線部が新規・改正事項(現在検討中のため、変更の可能性あり)。

(項)生活保護等対策費(現行の(項)生活保護費の名称変更)

- (目)生活保護指導監査委託費
- (目)生活扶助費等負担金
- (目)医療扶助等負担金
- (目)介護扶助等負担金
- (目)生活困窮者自立相談支援事業費等負担金
- (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

※ (項)地域福祉推進費は、(項)生活保護等対策費へ統合

※ 現行のセーフティネット支援対策等事業費補助金は、(目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に組み込む形で検討

生活困窮者自立支援法等の施行等に係る補助金等の交付等に関する事務の都道府県への委任について

事務委任の趣旨等

- 生活困窮者自立支援法等の補助金等に係る交付等の事務を実施するに当たり、当該補助金等の交付等の手続きを円滑に進めるためには、地域の実情に沿ったきめ細やかな対応が必要である。
 - また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第26条第2項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第17条第1項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を、都道府県が行うことができるとされているところである。
 - さらに、当該事務の対象となる補助金等の種類及び事務の内容については、厚生労働省告示において、厚生労働省内各部局が所管する補助金等の種類毎に定められており、「都道府県が行う補助金等の交付に関する事務(平成12年厚生省告示第265号)」で、社会・援護局所管の補助金について定めているところである。
 - 今般、平成27年度予算案(平成27年1月14日閣議決定)において、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(仮称)及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(仮称)が創設されることに伴い、当該負担金・補助金にかかる事務についても、既存の補助金等と同様に、都道府県に委任する旨、所要の手続きを行っているところである。
 - 都道府県におかれては、生活困窮者自立支援法、改正生活保護法等に係る負担金・補助金の円滑な執行を図るため、これら負担金等の交付の事務の一部を行っていただきたいと考えており、特段のご配慮をお願いします。
- ※ なお、委任する事務の具体的内容や、事前調整等については、別途事務連絡等でお示しする予定である。